

神河町三世代同居対応改修工事推進事業補助金交付要綱

令和4年3月24日

要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年層の定住を促進し、活力ある町づくりを進めるため、神河町内(以下「町内」という。)で家族の支えあいにより子育てしやすい環境の整備につながる三世代同居に対応した住宅改修工事を実施する世帯に対し、三世代同居対応改修工事推進事業(以下「事業」という。)として補助金を予算の範囲内で交付することについて、神河町補助金等交付規則(平成17年神河町規則第37号)その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住の意思を持った者が町内に住宅等を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定による町の住民基本台帳に記載され、かつ、当該住宅等を生活の本拠とすることをいう。ただし、単身赴任等一時的転入者並びに事業所及び自己の都合等で一時的に町内に居住していることが明らかな場合を除く。
- (2) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する建築物(併用住宅で専用住宅部分の面積が過半となる場合を含む。)をいう。
- (3) 併用住宅 建築物に住宅部分と店舗、事務所、賃貸住宅等(以下「非住宅」という。)の部分がある建築物をいう。
- (4) 住宅等 前2号に掲げる建築物及び当該建築物の附属建物をいう。
- (5) 小学生以下の子どもの扶養親族がいる者 事業の申請日時点において、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(妊娠中の子を含む。以下同じ。)の3親等以内の尊属で、子どもと同居している又は同居予定の者をいう。
- (6) 三世代同居対応改修工事 キッチン、浴室(脱衣室を含む。)、トイレ又は玄関のいずれかを増設し、改修後にキッチン、浴室(脱衣所を含む。)、トイレ又は玄関のいずれか1つ以上が複数となる工事

(補助対象世帯)

第3条 補助対象世帯は、小学生以下の子どもの扶養親族がいる者のうち、次に掲げる全ての要件を満たす世帯とする。

- (1) 申請時に住民基本台帳法第5条の規定による本町の住民基本台帳に記載され居住している、又は三世代同居対応改修工事完了後に居住すること。
- (2) 三世代同居対応改修工事完了後から10年以上定住する者であること。
- (3) 連帯保証人(収入月額158,000円以上)のある世帯及び者であること。
- (4) 町税の滞納その他町(新たに町内に転入する者は、転入前の市町村)に対する債務の不履行が世帯構成員のいずれもがない世帯及び者であること。

- (5) 神河町暴力団排除条例(平成25年神河町条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が、世帯構成員にいないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益にならない又はそのおそれがないと認められること。
- (7) 三世代同居対応改修工事を行う住宅等において、過去に本事業に係る補助金の交付を受けていないこと。ただし、当該住宅等に、新たに若者世帯が定住をするため工事を行う場合は除く。
- (8) 補助を受けようとする三世代同居対応改修工事において、本事業以外の補助制度を併せて申請する場合にあっては、対象工事費から併用する補助事業の補助対象となる経費を控除して申請できる者
- (9) 住宅改修業者登録制度へ登録している事業者との契約による工事であること。
- (10) 申請日現在において、当該工事に係る請負契約未締結であり、交付決定後に契約することができる者であること。

(補助対象物件)

第4条 補助対象物件は次に掲げる全ての要件を満たす物件とする。

- (1) 次に掲げる区域内に存する住宅でないこと。
 - ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
 - イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域
 - ウ 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅の改修に当たっては、改修後において別表第1に定める耐震基準を満たすものとする。
- (3) 補助事業の完了後、10年以上三世代同居に対応した住宅として活用すること。
- (4) 住宅所有者以外の者が改修を行う場合、住宅所有者が次に掲げる事項について同意していること。
 - ア 当該住宅を改修すること。
 - イ 補助事業完了後10年以上三世代同居に対応した住宅として活用すること。
 - ウ 賃借期間終了後の原状回復義務の免除
 - エ 買取請求権の放棄

(補助の対象となる経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第2条第6号に規定する住宅等の三世代同居対応改修工事に係る経費で、その総額が100万円以上のものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2の対象工事費欄に掲げる区分ごとに、同表補助額欄に掲げる額とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、神河町三世代同居対応改修工事推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付の上、町長に提出し、必要な審査を受けなければならない。この場合において、町長は、必要に応じ面接による審査を行うものとする。

- (1) 小学生以下の子どもの扶養親族がいる者と同居する世帯全員の住民票の写し(本籍及び続柄記載分)
- (2) 小学生以下の子どもの扶養親族がいる者と同居する世帯の戸籍の全部事項証明書、及び母子健康手帳の写し
- (3) 小学生以下の子どもの扶養親族がいる者と同居する世帯全員の納税証明書(前年度のもの)又は非課税証明書(直近のもの)
- (4) 三世代同居対応改修工事に係る見積書
- (5) 補助金返還についての誓約書(様式第2号)
- (6) 連帯保証人の印鑑証明書
- (7) 連帯保証人の所得証明書(直近のもの)
- (8) 現況写真
- (9) 位置図
- (10) 建物の所有者が分かる書類(建物の所有者が申請者と異なる場合は、所有者の同意書を添付)
- (11) 三世代同居対応改修工事明細書
- (12) 三世代同居対応改修工事提案図面
- (13) 三世代同居対応改修工事推進事業同居計画報告書(様式第3号)
- (14) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類(交付決定等)

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、神河町三世代同居対応改修工事推進事業補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)により補助金の交付を通知するものとする。

(変更申請)

第9条 申請者は、第7条の申請事項を変更する場合又は取り消す場合には、速やかに神河町三世代同居対応改修工事推進事業補助金変更(取消)申請書(様式第5号)により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、神河町三世代同居対応改修工事推進事業補助金変更(取消)決定通知書(様式第6号)により変更又は取消しの決定を通知するものとする。

(完了報告)

第10条 申請者は、三世代同居対応改修工事の完成を受け、居住開始後速やかに、又は補助金の申請を行った年度の3月31日のいずれか早い日までに、神河町三世代同居対応改修工事推進事業補助金完了報告書(様式第7号。以下「完了報告書」という。)に次に掲げる書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

- (1) 三世代同居対応改修工事請負契約書の写し(変更契約をした場合は、変更契約後のもの)
- (2) 三世代同居対応改修工事の支払をしたことが分かる書類
- (3) 三世代同居対応改修工事後の完成写真
- (4) 三世代同居対応改修工事が完了した住宅等に転入又は転居後の小学生以下の子どもの扶養親族がいる世帯の住民票の写し(小学生以下の子どもの扶養親族がいる世帯が改修後に居住する場合に限る。)
- (5) 三世代同居対応改修工事推進事業同居開始報告書(様式第8号)
(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の報告を受けたときは、同条に規定する完了報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、神河町三世代同居対応改修工事推進事業補助金確定通知書(様式第9号)により補助金の確定額を通知するものとする。
(請求)

第12条 前条の規定による補助金確定通知を受けた者(以下「補助世帯」という。)は、神河町三世代同居対応改修工事推進事業補助金請求書(様式第10号)により、補助金の交付を町長に請求するものとする。
(補助事業完了後の状況報告)

第13条 申請者は当該事業の完了後10年間、事業完了の翌年度と翌年度から3年ごとに当該事業に係る活用状況について、三世代同居対応改修工事推進事業改修建築物活用状況等報告書(様式第11号)に改修建築物の内部写真(改修工事部分1箇所につき1枚以上)を添付の上、町長に提出しなければならない。
(交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、町長がやむを得ないと認める場合を除き、神河町三世代同居対応改修工事推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 三世代同居対応改修工事完了後、住宅等に小学生以下の子どもの扶養親族がいる世帯が入居しないとき。
- (3) 事業完了から起算して10年を経過する日までの間に、交付対象である三世代同居対応改修完了後の住宅等の取壊し、貸与、売渡しその他の理由により小学生以下の子どもの扶養親族がいる者が居住しなくなったとき。ただし、事前に協議を行い同意を得た場合はこの限りでない。
- (4) 事業完了から起算して10年を経過する日までの間に交付対象である三世同居対応改修工事完了後の住宅等を他の用途に変更又は取り壊したことによって、補助対象となった住宅部分に変更が生じたとき。ただし、事前に協議を行い同意を得た場合はこの限りでない。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、速やかに補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を求めるときは、神河町三世代同居対応改修工事推進事業補助金返還命令書(様式第13号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により補助世帯が返還する補助金の額は、兵庫県が決定する金額とする。

(関係書類の整備)

第16条 補助世帯は、本事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第8条に規定する交付決定通知書を受領した日から10年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

耐震診断区分		構造区分	耐震基準	
			改修建築物を自己の居住の用に供する場合	左記以外の場合
(1)	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が0.7以上	上部構造評点が1.0以上
(2)	市町が実施する簡易耐震診断	木造	総合評点が0.7以上	総合評点が1.0以上
(3)	一般財団法人日本建築防災協会	鉄骨造	構造耐震指針(Is)が0.3以上	構造耐震指針(Is)が0.6以上

	による「既存鉄骨 造建築物の耐震 診断指針」(1996 年版、2011年版) による耐震診断			
(4)	一般財団法人日 本建築防災協会 による「既存鉄筋 コンクリート造 建築物の耐震死 因団基準」に定め る「第1次診断 法」、「第2次診 断法」又は「第3 次診断法」(2011 年版)による耐震 診断	鉄筋コンクリー ト造		構造耐震指針 (Is)を構造耐震 判定指標(Iso)で 除した値が1.0以 上
(5)	一般財団法人日 本建築防災協会 による「既存鉄骨 鉄筋コンクリー ト造建築物の耐 震診断基準」に定 める「第1次診断 法」、「第2次診 断法」又は「第3 次診断法」(2009 年版)による耐震 診断	鉄骨鉄筋コンク リート造		
(6)	建築基準法施行 令(昭和25年政令 第338号)第3章第 8節に規定する構 造計算による耐 震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめら れること。	
(7)	上記(1)から(6) までに掲げる方 法と同等と認め	全ての構造	上記(1)から(6)までの耐震基準と 同等の耐震性を有すると認められ ること。	

	られる耐震診断		
--	---------	--	--

別表第2(第6条関係)

対象工事費	補助額
100万円未満	対象外
100万円以上150万円未満	80万円
150万円以上200万円未満	120万円
200万円以上250万円未満	150万円
250万円以上300万円未満	180万円
300万円以上350万円未満	220万円
350万円以上400万円未満	250万円
400万円以上	270万円